

「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める件

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化しています。20世紀の間に地球の平均気温は約0.6℃上昇し、我が国の平均気温も1℃上昇しました。最悪の場合、2100年には最大6.4℃気温が上がり、59cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは誰の目にも明らかです。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国として北海道洞爺湖サミットが開催されます。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところです。

加えて、「環境立国」を目指す我が国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する責務があることは論を待たないところです。

よって、国会及び政府におかれては、こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定めることをはじめ、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、下記の事項について早急に実施することを強く要望します。

記

- 1 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言するとともに、毎年7月7日を地球温暖化防止のために啓発しあい、皆で行動する日と定めること
- 2 当日はCO₂削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと
- 3 温度調節等の実施率向上、「チーム・マイナス6%」など国民参加型運動の普及促進、温室効果ガス削減行動計画の実践報告の啓蒙など、削減目標の達成に向けた取り組みを強化すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成20年6月26日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
環境大臣 様

仙台市議会議長 赤間次彦